

特定非営利活動法人おやじ日本定款

第一章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人おやじ日本という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区内に置く。

(目的)

第3条 この法人は、地域において子どものために、学校と連携しながら、子どもの各種体験活動やスポーツ等を行うおやじの集団（以下「おやじの会」という。）への支援、子どもに関する情報の提供等の活動を行うことにより、子どもの健やかな成長に貢献するとともに、心豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 地域安全活動
- (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 情報化社会の発展を図る活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) おやじの会の活動への情報の提供と助言事業
- (2) 地域におけるおやじの会ネットワーク化支援事業
- (3) 全国のおやじの会相互の情報交換支援事業
- (4) 子どもの健全育成に関する情報の発信と提供の事業
- (5) 子どもをめぐる諸問題を学ぶ機会の提供の事業
- (6) 子どもの安全及び健全育成に資する活動の提唱の事業
- (7) 第3条の目的に賛同する団体及び個人との協力関係の構築の事業
- (8) その他第3条の目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 著作物その他物品販売の事業
- (2) 寄付された物品の販売の事業
- (3) ホームページ及び機関紙等への広告掲載事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第二章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 第3条に掲げるこの法人の目的に賛同して本法人に入会し、その活動を推進

する個人

(2) 登録会員 第3条に掲げるこの法人の目的に賛同して本法人に登録入会し、本法人の提供する情報を得て、第3条の趣旨に則した活動をする個人

(3) 賛助会員 第3条に掲げるこの法人の目的に賛同し、資金の提供その他の支援を行う個人及び団体

2 前項に掲げる会員の性別、年齢、国籍、子どもの有無等については、これを問わない。

(正会員及び登録会員の入会)

第7条 正会員又は登録会員として入会しようとする者は、正会員にあつては第9条に定める入会金及び会費を添えて、登録会員にあつては第9条に定める会費を添えて、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

2 理事長は、前項の申し込みがあつたときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。理事長は入会を認めたときは、申込者を「おやじ日本会員名簿」に氏名を登録するものとする。

3 理事長は、第1項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(賛助会員)

第8条 賛助会員に関する事項は、この定款に定める事項のほか、理事会において定めるものとする。

(入会金及び会費)

第9条 会員の納入する入会金及び会費は、理事会において定めるものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 正会員及び登録会員においては、継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

2 会員が資格を喪失したときは、理事長は「おやじ日本会員名簿」から氏名を削除する。

(退会)

第11条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第13条 すでに納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第三章 役員

(種別及び定数)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上25人以内

(2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長とし、1人以上5人以内を副理事長とする。

3 理事のなかから、専務理事及び常務理事を置くことができる。

(選任)

第15条 理事は理事会、監事は総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長が予め指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、理事会の議決した事項及び日常の会務を統括する。
- 4 常務理事は、理事長の指示を受けて、会務を分担処理する。
- 5 理事の担当職務は、理事会において定める。
- 6 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 7 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第17条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事は理事会、監事は総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は理事会で定め、その執行状況は総会に報告するものとする。

第四章 会議

(種別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 監事の選任又は解任
- (6) 解散時における残余財産の帰属
- (7) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 監事が、第16条第7項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法又はFAXにより、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合はこの限りでない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は出席する正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決し、又は出席する正会員を代理人として表決を委任した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わること

ができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面もしくは電磁的方法をもって表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。なお、監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、定例会として年4回開催し、次に掲げる場合には臨時会を開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面或いは電磁的方法により開催日の少なくとも5日前までに理事及び監事に通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第36条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の1以上の同意があつた場合はこの限りでない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法により表決し、又は他の出席する理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決し、又は出席する理事を代理人として表決を委任した理事は、前2条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるこ

ができない。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数及び出席者氏名(書面もしくは電磁的方法をもって表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その氏名を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

第五章 評議員及び評議員会

(評議員)

第40条 この法人は、評議員を置くことができる。

- 2 評議員は、理事会の議決により選任し、理事長が任命する。
- 3 評議員は、役員又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 評議員には、第17条、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中役員とあるのは、評議員と読み替える。ただし、第19条については理事についての規定を適用する。

(評議員会)

第41条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長の諮問に応じて評議し、意見を述べる。又、出席する評議員の2分の1以上の同意があるときは、評議員個人としての意見を理事長に提出することができる。
- 3 評議員会は、理事長が書面をもって招集する。
- 4 評議員会の議長は、評議員会において互選により定める。
- 5 評議員会の議長は、評議員会の議事について議事録を作成し、理事長に提出するものとする。

第六章 委員会等

(委員会等)

第42条 この法人は、業務推進のための運営委員会及び特定事業を担当する委員会(以下「委員会等」という)を置くことができる。

- 2 委員会等に関する規定は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第七章 資産

(構成)

第43条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区分)

第 44 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の 2 種とする。

(管理)

第 45 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第八章 会計

(会計の原則)

第 46 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第 47 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の 2 種とする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 49 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 50 条 前条の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第 51 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 52 条 予算成立後にやむをえない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 53 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 54 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第九章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 55 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 56 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第57条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、法第11条第3項に掲げる者のうち、この法人と趣旨を同じくする特定非営利活動法人若しくは公益財団法人又は公益社団法人もしくは東京都に譲渡するものとする。

(合併)

第58条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第十章 公告の方法

(公告の方法)

第59条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第十一章 事務局

(事務局の設置)

第60条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第61条 事務局長及び職員の任免は、理事会の議決を経て理事長が行う。

(組織及び運営)

第62条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第十二章 雑則

第63条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。